

佐賀県告示第 442 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 2 項において準用する生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 12 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

氏名及び施術所の名称	所在地	廃止年月日
井本 英雄（井本整骨院）	小城市三日月町久米 2079 番地 1	令和 3 年 2 月 1 日
山田 健一（訪問マッサージ K E i R O W 佐賀中央ステーション）	佐賀市神園五丁目 5-3 アーバン神園Ⅱ 101	令和 3 年 3 月 31 日